

下水道事業を取り巻く課題等について

令和8年10月19日

総務省自治財政局準公営企業室

上下水道の経営基盤強化に関する研究会 令和7年における主な議論（まとめ）＜抜粋＞

老朽化対策	○ 上下水道事業が将来に亘って安定的にサービスを提供していくためには、管路をはじめとした上下水道インフラについて、中長期的な視点に立って、適切な維持管理、改築・更新を進めていくことが重要である。 ○ 下水道事業について、汚水処理に係る維持管理費は使用料で賄うことが基本である一方、その公共的役割等も踏まえて、一部経費は公費負担として整理してきた。 全国特別重点調査や点検・調査の在り方に係る議論等も踏まえ、<u>適切な管路マネジメントを推進する観点から、対策が必要となった管路への緊急的な対応をはじめとして、維持管理費に係る公費負担のあり方について検討する必要がある。</u>
施設の最適配置	○ 下水道事業においては、これまで流域下水道への接続等、施設の集約化等の取組が進められてきたほか、静岡県南伊豆町や石川県珠洲市においては合併処理浄化槽への転換事例も見られる状況となっている。 また、汚水処理原価の高い事業を抱える自治体において、<u>合併処理浄化槽への転換に係る検討が進められていることも踏まえて、今後、地域の特性等に応じた汚水処理方法の最適化が選択できるよう、方策を検討していく必要がある。</u> ○ 具体的には、上下水道事業におけるこれら広域化等の経営改善の取組に伴って、施設の撤去費用等の一時的な財政負担が自治体の検討阻害要因となる可能性があるため、費用負担のあり方の整理や更なる財政需要の洗い出し等を行っていく必要がある。
公費負担のあり方	○ 下水道事業について、経営基盤の強化の観点から、使用料で負担すべき部分と公費で負担すべき部分について明確にし、引き続き、適切な原価計算に基づく使用料水準の適正化など、経営改善の取組を推進していく必要がある。 ○ 今後、使用料水準のあり方や雨水事業に係る公費負担のあり方も含めて、各自治体の経営への影響等に十分に配慮しながら、自治体との意見交換等を通じて、議論を深めていく必要がある。

下水道事業を取り巻く近年の動向

トピック① 施設等の老朽化対策

管路等の老朽化の一層の進行

標準耐用年数（50年）を経過した管路の割合は、20年後には全体の45%程度に増加する見込み

「全国特別重点調査」の結果を踏まえた緊急的対応

「要対策」と位置付けられた管路について、今後5年間で改築・修繕等の措置を講ずる必要

下水道法改正による点検基準及び診断（健全度評価）基準の強化

社会生活を支えるインフラとして、安全性の確保を最優先に位置付け

- 各自治体・下水道管理者においては、どのようなことに留意して今後の老朽化の対応に当たるべきか。
- 更新需要とともに、点検などの維持管理に要する費用も増大する中、制度面でどのような対応が考えられるか。

トピック② 下水道事業における汚水処理の最適化

集合処理方式から個別処理方式への転換の促進

集合処理方式から個別処理方式への転換を検討する団体が増加（全国で31市町村41地区（※）が下水道からの転換を検討）

下水道法改正による「下水道区域見直し」手続きの明確化

※集落排水からの転換を含めると、110市町村236地区が検討

住民合意を前提とした「下水道区域の廃止・縮小」の手続き創設により、布設済み下水道についても他の方式への転換が可能に

国による最適化の取組の方向性や取組手法の検討

本年中を目途に「汚水処理施設の最適化に関するガイドライン」及び「広域連携の推進に関するガイドライン」を作成予定
(国交省等と合同)

- 汚水処理の最適化を進めるに当たり、地方自治体や地域社会においてどのような反応や課題が想定されるか。
- 各自治体・下水道管理者は、浄化槽への転換を検討・推進する上でどのようなことに留意すべきか。

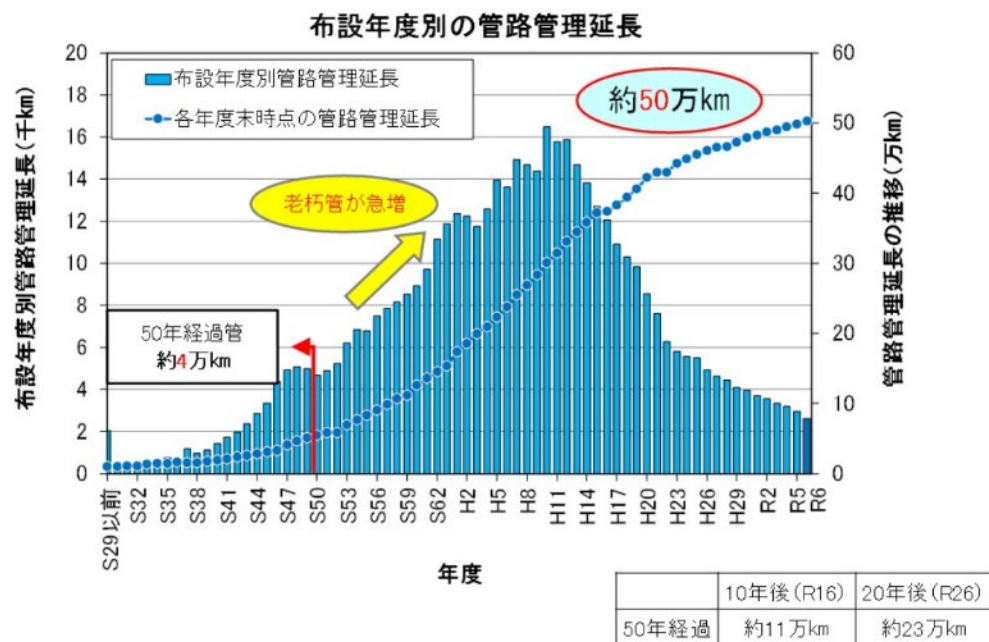
参考資料①

下水道事業における老朽化対策

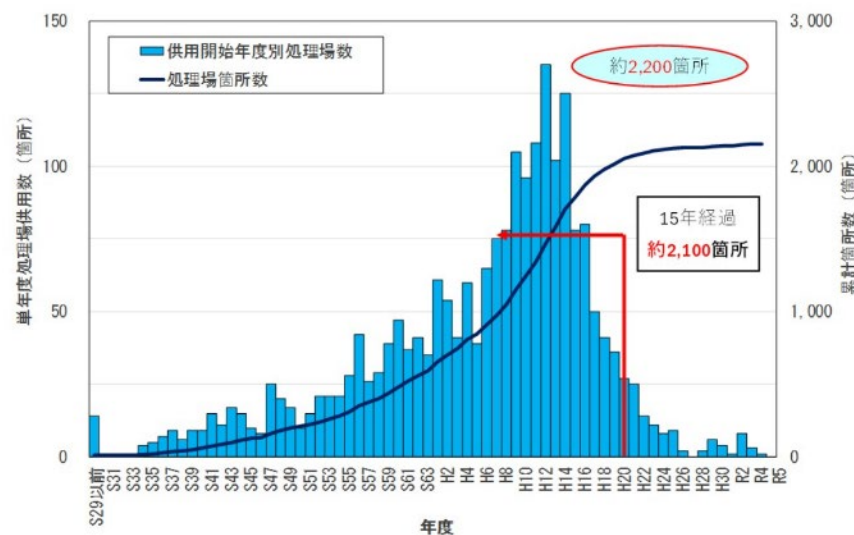
下水道施設の老朽化の状況

- 標準耐用年数50年を経過した管渠の延長について、R 6 末現在で約 4 万km（総延長の約 7 %）となっているが、**20年後には約23万km（約45%）となるなど、今後は急速に増加する見込み。**
- **下水処理場**においては、機械・電気設備の標準耐用年数15年を経過した施設が約2,100箇所（全体の95%）と**老朽化が既に進行している状況。**

■ 管路施設の年度別管理延長（R 6 末現在）



■ 処理場の年度末供用箇所数（R 5 末現在）



（国土交通省資料）

■【参考】下水道管路の全国特別重点調査

- 全国特別重点調査において、社会的影響が大きく、大規模陥没が発生しやすい管路から、優先度をつけて調査を実施している。
- 具体的には、「管径 2 m 以上」、「30 年以上経過」した管路を対象として（対象延長：5,332km）のうち、「埼玉県八潮市の道路陥没現場と類似の条件の箇所」等を対象として優先的に調査を実施（対象延長：813km）。
- R8.4月に国交省から優先実施箇所以外の箇所も含めた調査結果が公表され、最新情報では**緊急度判定を実施した5,209kmのうち、緊急度Ⅰ要対策延長：218km、緊急度Ⅱ要対策延長：589km**となっている（R8.6月末時点とりまとめ）。

※ 優先実施箇所においては、**緊急度判定を実施した800kmのうち、緊急度Ⅰ要対策延長：54km、緊急度Ⅱ要対策延長：266km。**

下水道の確実な老朽化状況の把握

＜診断に関する基準の法制化、維持管理状況の公表＞

改正の背景・必要性

- 今後急速に管路の老朽化が進行
 - 埼玉県八潮市の道路陥没事故では、亡くなった方1名の他、約120万人の下水道使用の自粛など、地域住民に重大な影響が発生
- ⇒ 安全性の確保を最優先とする**維持修繕基準の強化**が必要

改正概要

① 新設 管路の安全性（状態と対策の要否）を評価する基準（診断基準）を法制化

＜診断基準のイメージ（政省令等）＞

健全度区分		状態（鉄筋コンクリート管の例）	対策（例）
IV	緊急措置段階	 鉄筋が広範囲に露出	緊急に改築を実施
	早期措置段階	 骨材が広範囲に露出	改築に向け設計に着手
II	要監視段階	表面が荒れている状態	応急措置（修繕）を実施の上、改築時期を検討
I	健全	異状無し	引き続き定期的に点検
診断保留		十分な点検ができない等、明確な診断が難しい状態	明確な診断を行えるよう様々な点検方法を試みるとともに、巡視や地盤改良等の安全確保措置を実施

* 鉄筋コンクリート管に加え、シールド管など構造に応じた診断基準を明確化

② 併せて、重要管路※1の点検基準を強化〔政省令等〕

《現状》			《強化後のイメージ》		
区分	頻度	方法	区分	頻度	方法
化学的弱点箇所 ※2	5年に1回以上	人やTVカメラ等による点検	化学・力学・地盤的弱点が重なる箇所 ※2	3年に1回以上	人やTVカメラ等による点検 ＋ 管厚測定等の定量点検
上記以外	リスク等を踏まえ頻度を設定		硫化水素濃度が著しく高い箇所		
			化学的弱点箇所		
			力学的弱点箇所		
			地盤的弱点箇所	10年に1回以上	
上記以外					

* 健全度Ⅲと診断された箇所は、空洞調査を実施するとともに、点検頻度をさらに高頻度化（例：3年に1回→1年に1回）

※1 重要管路：大口径の管路や緊急輸送道路に埋設された管路など、事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路

※2 化学的弱点箇所：硫化水素による腐食のおそれ大きい箇所
力学的弱点箇所：マンホールと管路の接続部
地盤的弱点箇所：地下水位が高く、地盤が弱い箇所

③ 新設 老朽化対策への市民の理解を醸成するため、下水道管理者による**維持管理状況（診断結果、対策内容等）の公表を義務化**

全国特別重点調査を踏まえた下水道管路の修繕

R8新規

埼玉県八潮市で発生した下水道等に起因する事故を踏まえて「全国特別重点調査」が実施されており、その結果、対策が必要とされた下水道管路に係る修繕について、下水道事業債の対象に追加する。

下水道管路に係る全国特別重点調査への対応

- 令和7年度、管径2m以上かつ布設30年以上経過した下水道管路を対象として、「全国特別重点調査」が実施されている。
- 調査で異状が確認された箇所について、今後5年以内に「改築」もしくは「修繕」の対策を実施することが求められている。
- 調査の結果、対策が必要とされた下水道管路に係る修繕について、下水道事業債の対象に追加し、改築の場合と同様の交付税措置を講じる。

【事業期間】令和8年度～令和12年度(5年間)

【対象経費】「全国特別重点調査」の結果、対策が必要とされた下水道管路の修繕に要する経費

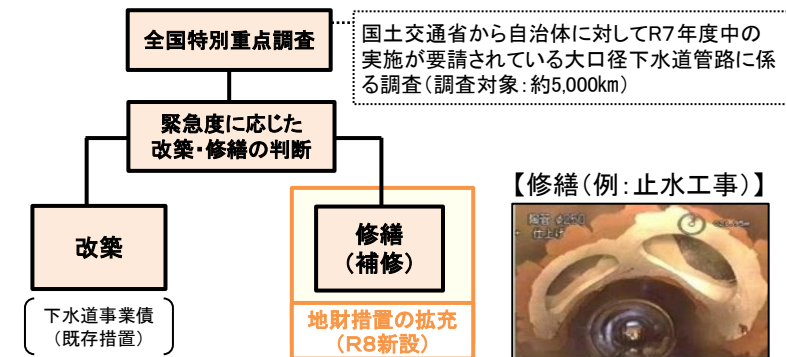
※ 収益的支出(3条予算)に計上する修繕経費が対象

【地方財政措置】下水道事業債：充当率100%、償還年限10年

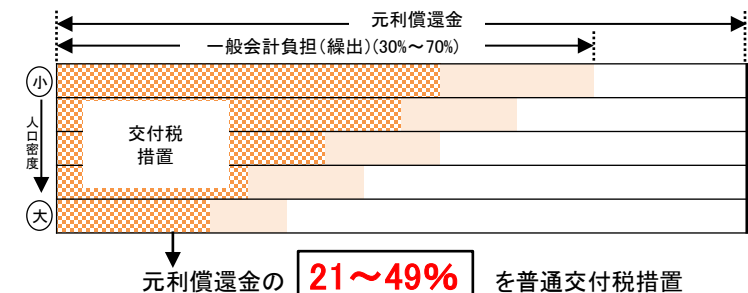
繰出基準：下水道事業債(雨水処理費を除く)の元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額

交付税措置：人口密度に応じ元利償還金の21～49%を普通交付税措置

【全国特別重点調査の概要】



【地方財政措置イメージ】※ 改築の場合と同様



【参考】下水道事業債の起債対象について

- 全国特別重点調査の対象となっていない下水道管路その他の施設に関しても、以下の事業に要する経費については、国庫補助事業の対象となるか否か等に関わらず、下水道施設の建設事業費として、従前より、下水道事業債の対象として起債することが可能。

- ・ 長寿命化など施設の使用可能期間の延長に資する事業
- ・ 機能強化など固定資産の価値の増加に資する事業

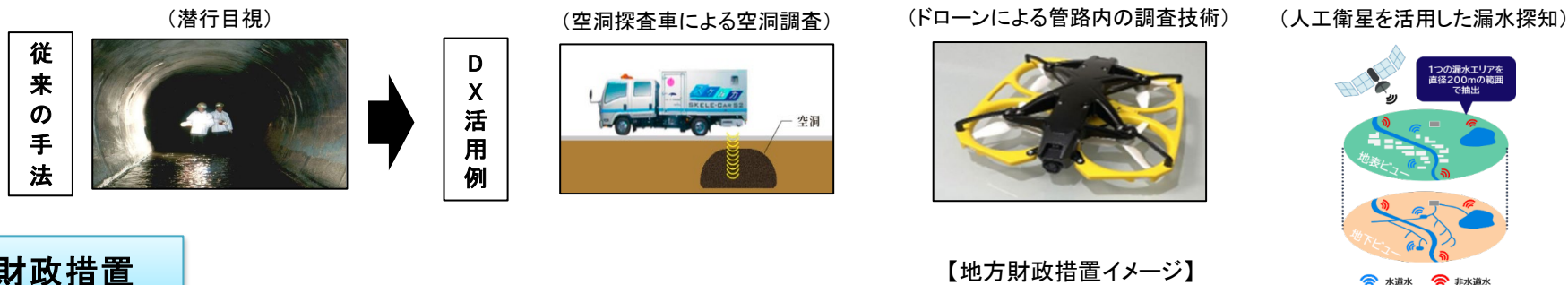
D X 技術を活用した管路の点検・調査

R 8 新規

上下水道事業に従事する職員数が減少する中、管路に係る老朽化対策を適切に進めていくためには、DX技術を活用した点検・調査の高度化及び効率化の取組が必要であり、DX技術を活用した点検・調査に要する経費に対して特別交付税措置を講ずる。

1. 対象経費

- 上下水道管路施設に係るDX技術を活用した点検・調査の外部委託に要する経費
- DX技術について、国土交通省がR7.3に公表した「上下水道DX技術カタログ」に掲載された技術が対象

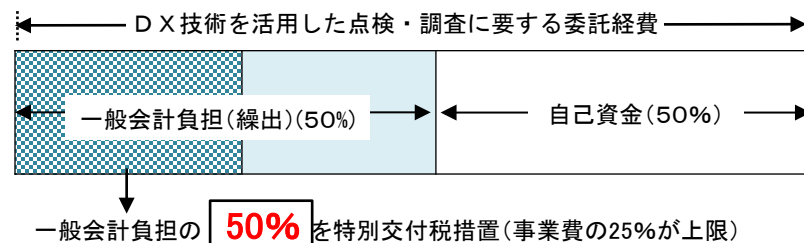


2. 地方財政措置

事業費の1/2を一般会計からの繰出の対象とし、実繰出額の50%を交付税措置

- ※ 地方単独事業で実施する事業が対象
- ※ 下水道事業については、污水处理費が対象

【地方財政措置イメージ】



3. 事業期間

令和8年度～令和9年度(2年間)

【参考】メンテナンスDX技術の全国での標準装備完了

「第1次国土強靱化実施中期計画(R7. 6. 6閣議決定)」

- 水道事業者(全国約1,400事業者)のうち、メンテナンスに関する上下水道DX技術(人工衛星やAIを活用した漏水検知手法等)を導入している事業者の割合
34%【R6】→ 100%【R9】
- 下水道事業を実施している地方公共団体(全国約1,500団体)のうち、メンテナンスに関する上下水道DX技術(ドローンによる下水道管路内調査手法等)を導入している団体の割合
21%【R6】→ 100%【R9】

参考資料②

下水道事業における汚水処理施設の最適化

下水道区域の見直しの手続の明確化

改正の背景・必要性

○ 今後、下水道の既整備区域では人口密度の低下に伴い、下水道から浄化槽に転換するニーズが増加することが見込まれる。

⇒ 将来の人口減少等を踏まえた下水道区域の廃止・縮小を行う場合の手続を明確化することが必要

〈自治体における転換のニーズの例〉

■ 石川県珠洲市における転換の例（若山処理区と宝立処理区）

石川県珠洲市

- 能登半島地震により被害が甚大だった下水道区域の復旧にあたり、浄化槽区域への転換を計画中

静岡県南伊豆町

- 漁業集落排水から浄化槽への転換を実施済み
- 整備済みの下水道区域における浄化槽への転換に向けて検討を開始



■ 仮設浄化槽の設置による応急復旧
(今後、公共浄化槽での本格復旧を予定)

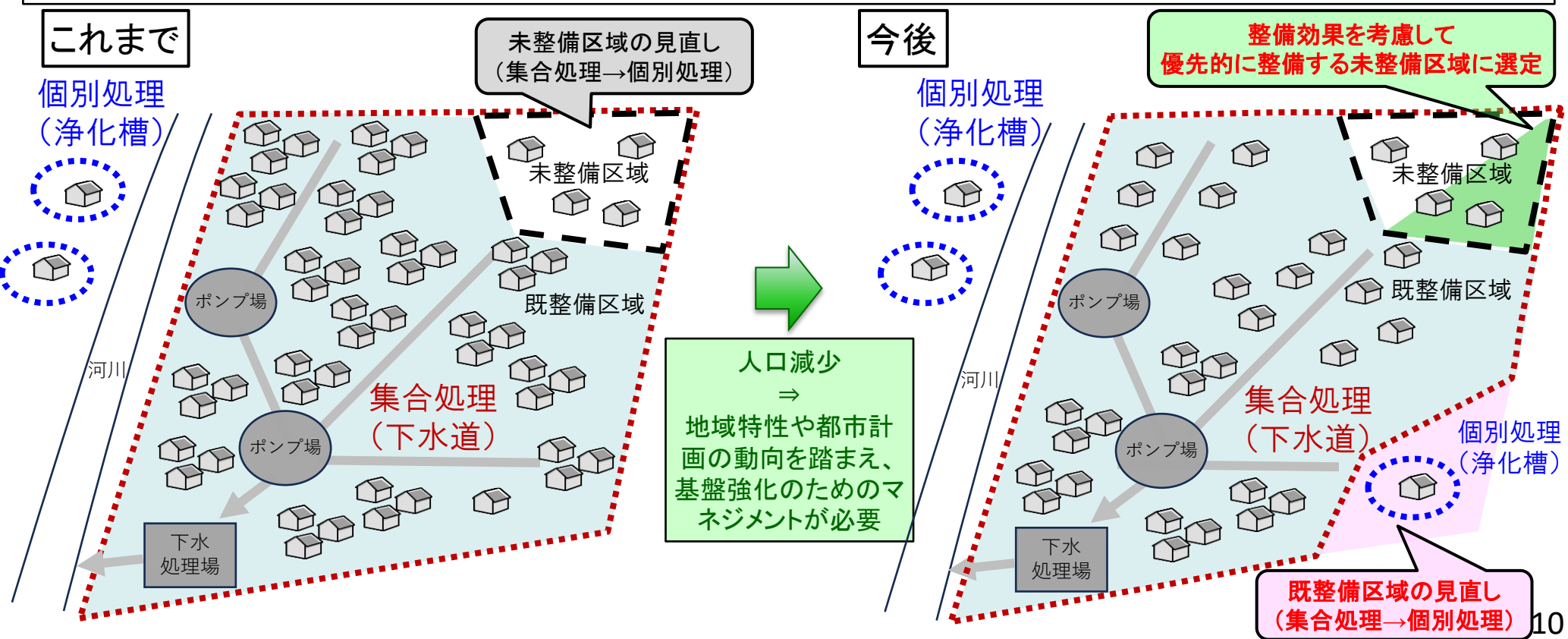


改正概要

○ 人口減少など自然的・経済的・社会的条件を考慮して、下水道区域を廃止・縮小する場合の手続を明確化。

- 下水道を廃止する際は、**あらかじめ使用者の同意を得た上で、廃止する区域及び時期を公示。**
- 公示した区域では、下水道の廃止前でも**下水道への接続義務を適用除外とし、浄化槽への転換工事を可能に。**

- 令和8年度に汚水処理の概成が見込まれるものの、約780万人が汚水処理を利用できない状況にあり、将来の人口動態や整備効果を十分に考慮しつつ今後整備を進める必要がある。
- 特に、下水道については、地域特性を踏まえつつ、将来の人口減少や都市計画の動向を踏まえた上で、整備効果が中長期的に持続もしくは向上する区域に限定して早期に整備することが求められる。
- また、持続可能な汚水処理の実現に向けた基盤強化を図ることを目指して、整備済み区域を対象にした見直しも重要であり、汚水処理施設(整備済み区域・整備予定区域)の最適化を行う必要がある。



集合処理方式から個別処理方式への転換に関するQ & A 概要

概要

- 人口減少等に伴う使用料収入の減少や老朽化に伴う更新需要の増大など、下水道事業を取り巻く状況等に対応するため、経営改善の取組の一つとして、集合処理方式（公共下水道や集落排水等）から個別処理方式（合併処理浄化槽）への転換を検討する自治体が多くなっています。
- 本Q & Aについては、各自治体において、地域の特性等に応じた最適な汚水処理方式を検討・選択できるよう、検討の際の参考資料として、転換にあたって必要となる事務手続や活用可能な制度等について、Q & Aの形で示すものです。

掲載内容

- 浄化槽への転換を検討している自治体が直面した手続上の疑問点等を聞き取りの上、関係省庁が連携し、Q&A形式で解説
- 先行事例（静岡県南伊豆町など）の検討プロセスや政府予算案等を踏まえた活用可能な制度等について最新の情報を掲載

1. 浄化槽転換の方向性の検討

Q、浄化槽転換を検討する際のパターンや転換の判断にあたって必要となる検討要素、転換までの実際の流れについて教えてください。
(→静岡県南伊豆町などの先行事例等も踏まえて、浄化槽転換にあたって必要となる検討事項や検討プロセス等について解説します。)

Q、浄化槽への転換にあたって、住民に対してどのように説明したらいいですか。
(→静岡県南伊豆町において実際に浄化槽転換を行った際の住民への説明内容等について解説します。)

2. 下水道施設の撤去

Q、集合処理方式の既存施設を撤去する場合、不要となる施設や過去に受けた国庫補助金等はどうに取り扱えばいいですか。必要な手続きについて教えてください。
(→管路などの既存施設の撤去方法、法令や各省庁の規則などで定められている事務手続等について解説します。)

Q、既存施設の撤去にあたって、活用可能な国庫補助金や地方財政措置があれば教えてください。
(→令和8年度政府予算案等の内容を踏まえて、農林水産省や国土交通省の国庫補助事業や新たに創設された公営企業経営改善特例債について解説します。)

3. 浄化槽の設置

Q、浄化槽を設置するにあたって、公共浄化槽と個人設置型浄化槽のどちらを選択した方がいいですか。
(→公共浄化槽と個人設置型浄化槽の整備手法の違いを含めて、それぞれのメリット・デメリットについて比較して解説します。)

Q、浄化槽を設置するにあたって、活用可能な国庫補助金や地方財政措置があれば教えてください。
(→令和8年度政府予算案等の内容を踏まえて、環境省の国庫補助金や下水道事業債等の地方財政措置について解説します。)